

2022年12月14日(水)

2022(令和4)年 大分市議会第4回定例会・反対討論

日本共産党 齊藤 由美子

17番 日本共産党の齊藤 由美子です。私は、日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論を行います。

はじめに、●議第84号 令和4年度大分市一般会計補正予算(第5号)についてです。

令和4年度12月の一般会計補正額は、70億3,800万円です。

物価高騰対策関連では、中小企業者等物価高騰対策支援事業の6億9,500万円、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業の1億40万円など合わせて16億4,940万円、また、新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチン接種事業8億9,500万円やPCR検査等助成事業2億6,900万円など合わせて13億7,980万円、その他、介護や障がい福祉、保育関連などの追加計上には賛同いたします。

しかし、3款民生費5項生活保護費に、医療扶助におけるオンライン資格確認導入事業920万円などマイナンバー制度にかかる予算が計上されています。

岸田首相はデジタル化の更なる推進を掲げ、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させることを表明しましたが、法律上「任意」とされているにも拘らず、カードの取得を義務化することは許されません。マイナ保険証を利用するためのオンライン資格確認の導入はすでに始まっていますが、現場からは多くの不具合が報告されており、拙速な導入は、医療現場にも患者にも不安と混乱をもたらします。個人情報保護にも深く関わり、多くの問題を抱えているマイナンバー制度そのものに反対する基本的立場からも、マイナンバー推進にかかる関連予算には賛同できません。

以上の理由から、議第84号 令和4年度大分市一般会計補正予算(第5号)に反対します。

次に、●議第93号 大分市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。

昨年5月、デジタル庁設置を柱とするデジタル改革関連5法案が可決されたことに伴い、個人情報保護法も改定されました。本人の同意なしで自治体が持つ個人情報を利活用されることや、地方自治に対する侵害など、多くの問題があり、わが党は5つの関連法案全て

に反対致しました。

今回の条例制定により、これまで大分市が独自に定めていた大分市個人情報保護条例は廃止となり、法律に基づく条例に1本化されることとなります。民間や行政機関、各地方自治体でそれぞれに定められていた個人情報保護の制度が同法に統一され、民間を対象にしていた政府の個人情報保護委員会が、国の行政機関や自治体をも監視監督することとなります。保護委員会の所管や権限が拡大されることになっていますが、体制強化の中身は明らかになっていません。

改正個人情報保護法の施行後で3本の法律は1本に統合され、自治体の個人情報保護制度は全国的な共通ルールが適用されます。これにより、自治体独自の個人情報保護に縛りがかけられ、「情報システムの共同化・集約」によって、自治体が行う独自の業務が『行政の効率化』『財政健全化』を理由に削られていくことにもつながりかねません。政府が推進しようとしているガバメントクラウドも、わずかな数ですが先行事業が始まっています。トラブルの対処をはじめ、自治体側でのカスタマイズができない、疑問の多いシステムであり、問題点をしっかりと見据えるよう強く要望しておきます。

また、行政機関が持つ個人情報を匿名加工して民間に提供したり、オンライン結合の規制を緩和したりすることも問題です。昨今の情報漏えいやシステムトラブルを見れば、国の権限を地方自治体に広げることで、自治体が独自に積み上げてきた保護水準の後退を招くことにつながります。

やがては、強い権限を持つデジタル庁が、自治体の予算配分やシステム運用にも口を挟める法改悪を許すべきではありません。

デジタル技術の発展と普及により、行政の業務や手続きが効率化し、市民生活の利便性が高まることは大切です。しかしそれは、行政機関が保有する膨大な個人情報が政府の思いのまま提供されることなく保護され、国民自らが監視・監督できる法整備・体制整備と一体に行っていくことが大前提です。個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれのある個人情報保護法制の一元化は止めるよう国に求めるべきです。改正個人情報保護法に反対する立場から、議第93号に反対致します。

尚、議第94号も改正個人情報保護法に関連していますが、規制や審査会の役割を自治体が独自に定めることは、自治体の条例制定権として尊重されるべきと考えることから、現時点で審査会の制定には反対致しません。しかし、国が審査会の権限に縛りをかけ、諮

問できる範囲を縮小させているのは問題であり、自治体を持つ情報について自治体独自の決定権が保障されるよう求めるべきです。審査会の答申が情報提供の免罪符とならぬよう、国がこれらの規制や役割を阻むことがあっても毅然とした対応で、市民の個人情報を守るため、今後「独自の保護措置」もしっかりと定め、役割を果たして頂くことをあわせて要望しておきます。

次に、●議第97号 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、及び ●議第98号 大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正についてです。

これは、国の給与改定に準じて、大分市議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給月数を改定しようとするものです。

物価高騰に対応するとして、岸田首相は新たな総合経済対策をとりまとめましたが、物価高騰に賃金の引き上げが追い付いていません。『構造的な賃上げ』と言いながらも具体策を示すことはなく、実質賃金は下がり続けています。賃上げ支援や消費税減税など、暮らしと営業の現場に直接届く支援こそ、いま最も効果的な経済対策に他なりません。安い賃金で労働者を使い捨てにしている雇用の規制緩和を見直し、社会保障費の負担軽減とあわせて中小企業支援こそ進めるべきです。民間企業の賃金にも、地域経済の活性化にも、好循環をもたらす公務労働者の賃上げは、正規・非正規を問わず必要であり賛同致します。

しかし、市民生活や営業に苦難が続く中、市議会議員及び常勤特別職の手当の引上げは行うべきではありません。条例改正するのなら、この際、常勤特別職の退職金を一般職と同等に引下げ、議員の費用弁償はきっぱり廃止し、こうした財源こそ他の支援策に組み替えるべきです。

以上の理由から、議第97号 及び 議第98号に反対致します。

以上で、討論を終わります。